

四日市市公共施設 雨水浸透・調整施設 整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「四日市市雨水浸透・調整施設 指針」に基づき、公共施設の雨水流出抑制および地下水の涵養に努めることにより、河川・水路の氾濫の防止、都市型洪水の防止および河川水量の維持等、水循環の調整と向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「雨水浸透施設」とは、浸透柵、浸透側溝、透水性舗装等により、雨水を地中に浸透させ、雨水の流出を抑制すると共に、地下水の涵養を図るために設置する施設をいう。

2 この要綱において、「雨水調整施設」とは、施設の目的および土地利用機能を損うことがなく、雨水の流出を抑制するために、雨水を一時的に貯留または地中への浸透を図るために設置する施設をいう。

(設置および構造基準等)

第3条 雨水浸透・調整施設の設置および構造基準等は、別に定める「四日市市雨水浸透・調整施設設置技術基準」によるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この要綱に基づいて、雨水浸透・調整施設の整備を推進するものとする。

2 市は、自ら設置しようとする施設には、原則として雨水浸透・調整施設の整備を行うものとする。

ただし、施設の目的・機能および市民利用に際して、障害とならない範囲また敷地状況・土質状態等を、勘案の上、実施するものとする。

3 市は、自ら所有する既存の施設について、改修その他の計画に合わせ、順次、雨水浸透・調整施設を容易に導入できる方法により設置する。

4 市は、助言、指導、各種施策により、市以外の公共機関が設置する施設への雨水浸透・調整施設設置の普及に努める。

5 市は、この要綱に基づいて設置された雨水浸透・調整施設の機能が損なわれないうように配慮するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

2 第1回改訂、平成19年4月1日。